

6月3日(月)から戸籍の証明書が変わります

(1の1) 全部事項証明書

本籍地	岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1
氏名	美濃加茂 太郎
戸籍事項 戸籍台帳	【出生日】平成14年6月1日 【改製原籍】平成14年改製原籍第51号附別第2番第1項による改製
戸籍に記載されている者	【氏名】太郎 【出生日】昭和20年5月1日 【配偶者氏名】美 【改製原籍】平成14年改製原籍第51号附別第2番第1項による改製 【性別】男性
身分事項 出生	【出生日】昭和20年5月1日 【出生地】岐阜県太田町 【出生日】昭和20年5月2日 【出生地】又
婚姻	【結婚日】平成2年1月1日 【改製原籍】岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1 【改製原籍】岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1
戸籍に記載されている者	【氏名】花子 【出生日】昭和21年3月1日 【配偶者氏名】美 【改製原籍】平成14年改製原籍第51号附別第2番第1項による改製 【性別】女性
身分事項 出生	【出生日】昭和21年3月1日 【出生地】岐阜県美濃加茂市 【出生日】昭和21年3月2日 【出生地】又
婚姻	【結婚日】平成2年1月1日 【改製原籍】岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1 【改製原籍】岐阜県美濃加茂市太田町3431番地1

発行番号 00000130
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書状である。
平成 年 月 日 岐阜県美濃加茂市長 川合 良樹 職印

↑これまでの戸籍謄本

←コンピューター化される6月3日以降の全部事項証明書
(戸籍謄本にかわるもの)

※これまでの戸籍謄本のように、すべて記載されていたものが、全部事項証明書では「出生」「婚姻」などの各項目ごとに記載されるようになります。

◇本籍地番や住所地番が変更
されます

本籍地番や住所地番に枝番がある場合は「の」の記載を省略します。

(例)

美濃加茂市太田町
3431番地の1
←
美濃加茂市太田町
3431番地1

(例)

美濃加茂市太田町
3431番地の1の2
←
美濃加茂市太田町
3431番地1の2

ただし、本籍地番、住所地番において、枝番以降の「の」については省略されません。

※この省略は本籍・住所の変更ではありません。当面の間、「の」の表示されるものとないたものが混在することになります。官公庁、金融機関などの各関係機関に周知しますので、ご了承ください。

※現在、使用中の運転免許証は次回の更新時に自動的に「の」の表示が消えることになっていますので住所などの変更手続きは必要ありません。

◇これまでの戸籍は「改製原戸籍」という名称に変更になります

今まで使用していた紙の戸籍原本は「改製原戸籍」と名称が変更されます。

新しい戸籍には、法律の規定により、婚姻や死亡などの理由ですでに除籍された人や、過去の離婚、離縁などに関する事項は記載されていません。

このような事項の証明書が必要な場合には、「改製原戸籍」の証明書を請求していただくこととなります。

戸籍に関する
問い合わせ
市民課 内線225